

2020年5月21日

【特別企画/全国1万人調査】 緊急事態宣言下における日本人の行動変容

就労者における都道府県間移動の実態と働き方の変化

政策研究事業本部 主席研究員 矢島洋子

1. 緊急事態宣言下における就労者の都道府県間移動

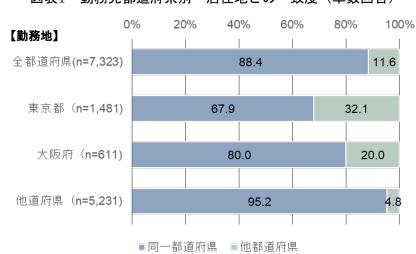
本調査の対象とした 4 月 17 日から 5 月 6 日は、全国すべての都道府県に、国から新型コロナウイルス対策の特別措置法(以下、「特措法」)に基づく緊急事態宣言が出されていた。緊急事態宣言の期間中、「人と人との接触を 7 割から 8 割削減」するという目標が提示されたが、同時に「都道府県をまたいでの移動を厳に避ける」という要請も行われた。一方、「通勤」のための外出・移動については禁止されたわけではなく、仕事のために「都道府県をまたいでの移動」を必要とする人たちがいることも自明であった。

先に公表したコラム「緊急事態宣言下における自粛目標・方針への対応状況 ¹」では、「人との接触を 8 割減らす」という目標や「3 密を避ける」という方針についての対応状況(「できていると思うか」への回答)は、就労の有無や業種によって異なることを示した。

本稿では、就労者の中でも、特に「都道府県をまたがる移動」を必要とする人たちが、どのような属性の人々であったのか、また、この緊急事態宣言下の自粛にどう対応したのかについて、調査結果を紹介する。

2. 勤務地と居住地の一致状況

就労者について、本人の勤務先の所在地である都道府県と居住地である都道府県との組み合わせデータから、勤務地と居住地の一致状況を把握した(図表1)。全都道府県でみると、88.4%が勤務地と「同一都道府県」に居住している(以下、「同一都道府県居住層」)。つまり、それ以外の 11.6%が「都道府県をまたがる通勤」を必要とする可能性がある(以下、「都道府県をまたがる通勤層」)。「可能性」としたのは、新型コロナウイルス対応以前から、「すべてテレワーク」であるなどの理由により、通勤をしていないケースも考えられるためである。



図表1 勤務先都道府県別 居住地との一致度(単数回答)

¹ https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/survey covid-19 200514.pdf



また、「東京都」と「大阪府」に勤務している人についてみると、「都道府県をまたがる通勤層」の割合は、「東京都」で32.1%、「大阪府」では20.0%と高く、これら2都府を除いた他道府県の4.8%と大きな差がある。言い方を変えれば、東京都については、都内勤務者の約3分の1が他府県から流入している。

今回の調査の回答からみた、東京都と大阪府に勤務する「都道府県をまたがる通勤層」の居住地は、下の表のとおりである。東京都も大阪府も、ゴシック太字の3府県が、「都道府県をまたがる通勤層」の9割以上を占める。

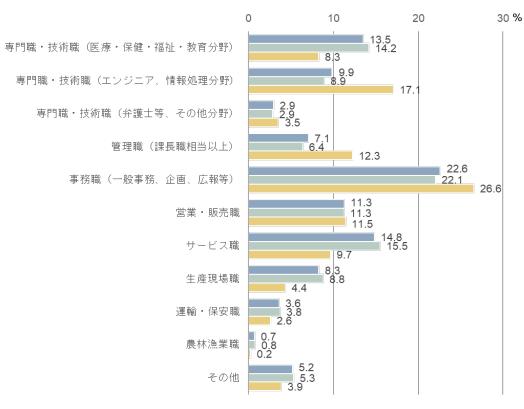
<東京都と大阪府を勤務地とする「都道府県をまたがる通勤層」の居住地>

勤務地	他都道府県の居住地
東京都	神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、新潟県、長野県、静岡県、群馬県、大阪府、栃木県、山梨県、
	愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、山形県、岩手県、青森県、沖縄県
大阪府	兵庫県、 奈良県、京都府 、和歌山県、滋賀県、三重県、徳島県、神奈川県

※注:東京都:ゴシック太字3県(神奈川、埼玉、千葉)はいずれも回答者実数3桁台。他府県は1桁の回答。 大阪府:ゴシック太字3県(兵庫、奈良、京都)はいずれも回答者実数2桁台。他府県は1桁の回答。

3. 「都道府県をまたがる通勤層」の属性

次に、就労に関するいくつかの属性で集計を行い、「都道府県をまたがる通勤層」(勤務地と居住地が他都道府県)の 特徴について把握した。



図表2 勤務地と居住地の一致状況別職種構成(単数回答)

■全体(n=7,323) ■同一都道府県(n=6,476) ■他都道府県(n=847)

雇用形態でみると、「就労者に占める正社員比率」は、「同一都道府県」で55.0%、「他都道府県」で69.9%と、「都道府県をまたがる通勤層」の方が正社員比率が高い。「勤務先の従業員規模」でみると、「従業員300人以上」の大企業の割合は、「同一都道府県」で38.6%、「他都道府県」で54.4%と、「都道府県をまたがる通勤層」の方が、大企業に勤務する割合が高い。



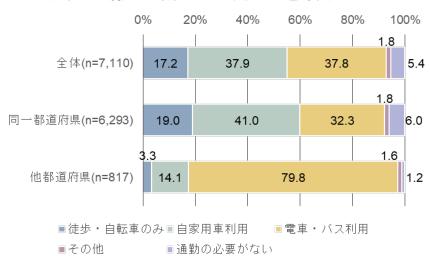
職種についてみると(前頁図表 2)、「都道府県をまたがる通勤層」の方が「同一都道府県居住層」よりも割合の高い職種は、「専門職・技術職(エンジニア、情報処理分野)」、「管理職」、「事務職」である。逆に、「同一都道府県居住層」の方が割合の高い職種は、「専門職・技術職(医療・保健・福祉・教育分野)」、「サービス職」、「生産現場職」となっている。

また、業種でみても、「都道府県をまたがる通勤層」で「情報通信業」の割合が、「同一都道府県居住層」の倍以上となっている。「小売業」、「飲食サービス業」、「医療」、「福祉」などは、「同一都道府県居住層」に占める割合が高い。

これらのことから、「都道府県をまたがる通勤層」の仕事に関する特徴としては、「大企業」勤務や「正社員」など、ある程度「通勤」というコストをかけても見合う処遇が期待される仕事であること、「エンジニア、情報処理」、「事務職」、「管理職」など、必ずしも勤務先の職場にいなくても、テレワークで仕事ができる可能性のある仕事内容であること、と言えよう。

4. 通勤手段の違い

では、通勤手段については、どのような違いがあるのだろうか。勤務地と居住地の一致状況別の通勤手段(図表 3)をみると、公共交通機関である「電車・バス利用」の割合は、「同一都道府県」で 32.3%、「他都道府県」で 79.8%と、「都道府県をまたがる通勤層」が圧倒的に多い。ただし、「都道府県をまたがる通勤層」の中には、1.2%とわずかながら「通勤の必要がない」という層もいる。新型コロナウイルス対応以前から、「すべてテレワーク」など通勤の必要がないことを前提に、勤務地から遠く離れた地域に居住する、あるいは、居住地と遠く離れた地域を勤務先とする、といった選択をしている人もいることがわかる。「都道府県をまたがる通勤層」でも「通勤をしない」といった選択ができる背景には、先に紹介した職種・業種の特徴も関係していると考えられる。



図表3 勤務地と居住地の一致状況別通勤手段

※注:回答は、すべての通勤手段を複数選択の形式で得ている。「自家用車利用」、「電車・バス利用」には、「徒歩・自転車」を組み合わせて利用している人も含まれる。「自家用車」+「電車・バス」の場合は、「電車・バス利用」としている。

5. 働き方の変化

全国に緊急事態宣言の出されていた 4 月 17 日から 5 月 6 日の働き方が、新型コロナウイルス感染拡大前(2020 年 1 月末頃と設定)と比べ、どのように変化したのかを聞いた(図表 4)。

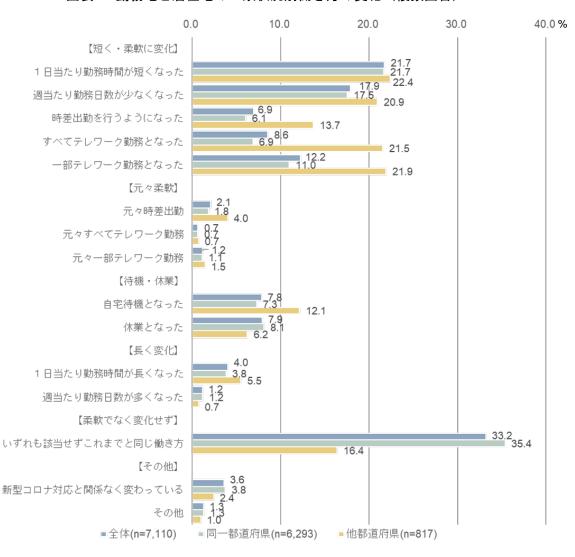
「働き方の変化」には、様々なタイプが想定される。本調査においても多くの選択肢を用意したが、本稿では、それらの選択肢を次のように整理した。まず、外出自粛を行うために、勤務時間や日数を短くしたり、時差出勤・テレワークを行うなど、働き方を「短く、柔軟に変化」させたというパターン。これには、従来もある程度、時差出勤やテレワークなどの柔軟



な働き方を実施していたが、この期間中は「以前よりも積極利用した」という場合も含まれる。一方、従来から、時差出勤やテレワークなどの働き方を行っていて、この期間中もこれまでと同じように利用していたという「元々柔軟」というパターン。さらに、「自宅待機」、「休業」など、出社しないだけでなく仕事も中断している「待機・休業」パターン。ここまでの 3 つのパターン(「短く・柔軟に変化」、「元々柔軟」、「待機・休業」)が、緊急事態宣言に対応した外出自粛のために「働き方を変化させた」という回答であると捉える。

逆に、勤務時間や勤務日数が「長く変化」したというパターンもある。そして、勤務時間・日数を短くすることや働き方を 柔軟にするなどの対応のいずれもが行われず、「これまでと同じ働き方」をしていた「柔軟でなく変化せず」というパターン。 「その他」には「新型コロナ対応と関係なく変わっている」という回答も設定している。

調査結果(図表 4)をみると、まず、就労者全体では、「これまでと同じ働き方」という「柔軟でなく変化せず」のパターンが 33.2%と最も多く、約3分の1を占める。次いで、「1日当たり勤務時間が短くなった」の回答割合が高い。働き方が「短く・柔軟に変化」したパターンの中で、回答割合の高い順に選択肢を並べると、「勤務時間が短くなった」(21.7%)、「勤務日数が少なくなった」(17.9%)、「一部テレワーク勤務となった」(12.2%)、「すべてテレワーク勤務となった」(8.6%)、「時差出勤を行うようになった」(6.9%)の順になる。公共交通機関の過密を防ぐために呼びかけられていた「時差出勤」による対応は、少なかったことがわかる。

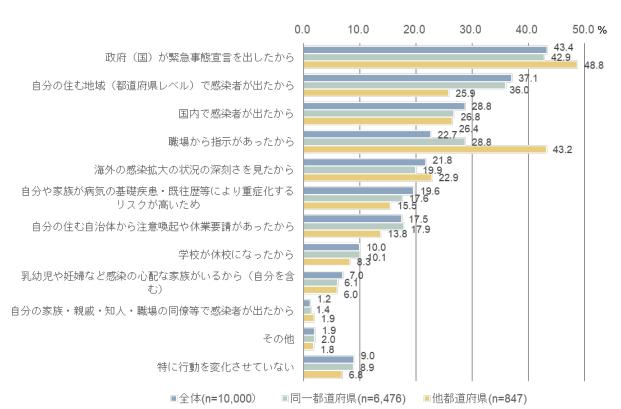


図表4 勤務地と居住地の一致状況別働き方の変化(複数回答)



では、公共交通機関の利用が多い「都道府県をまたがる通勤層」と、公共交通機関の利用が少ない「同一都道府県居住層」では、この「働き方の変化」にどのような違いがあったのだろうか。「都道府県をまたがる通勤層」では、「これまでと同じ働き方」という回答は16.4%であり、「同一都道府県居住層」の35.4%と比べ、半分以下となっている。一方、「短く・柔軟に変化」に整理される選択肢への回答はいずれも高く、「勤務時間が短くなった」では差は少ないものの、「テレワーク」や「時差出勤」の利用率では、「同一都道府県居住層」と大幅な開きがある。もっとも差が大きいのは「すべてテレワーク」であり、「都道府県をまたがる通勤層」では21.5%、「同一都道府県居住層」では6.9%と、約3倍の開きとなっている。「待機・休業」のうち、「自宅待機となった」の割合にも差はみられるが、「短く・柔軟に変化」の選択肢ほどの開きではない。このように、緊急事態宣言下において、都道府県をまたがる通勤を必要とした層においては、同一都道府県内で通勤を行う層よりも、大幅な働き方の変化が起こっていたことがわかる。

このような働き方の変化は、どのようなきっかけで起こったのか。新型コロナウイルス感染拡大に対応し、「日頃の行動を変化させるようになったきっかけ」を聞いたところ(図表 5)、回答者全体(非就労者も含む)で、最も回答割合が高かったのは、「政府(国)が緊急事態宣言を出したから」(43.4%)、次いで、「自分の住む地域(都道府県レベル)で感染者が出たから」(37.1%)であった。「同一都道府県居住層」についても、上位 2 つの回答は、「全体」と同じである。だが、「都道府県をまたがる通勤層」では、2 番目に多い回答が異なり、「職場から指示があったから」(43.2%)となる。「政府(国)が緊急事態宣言を出したから」という回答割合も 48.8%と、回答者全体や「同一都道府県居住層」よりも高い。一方で、「自分の住む地域(都道府県レベル)で感染者が出たから」という回答は、「同一都道府県居住層」に比べて少ない。つまり、大きな変化のみられた「都道府県をまたがる通勤層」の働き方は、「国」の緊急事態宣言と「職場」の指示の影響によるところが大きく、居住地の状況の影響は相対的に小さかったと言えよう。



図表5 勤務地と居住地の一致状況別行動を変化させたきっかけ(複数回答)



6. 最後に

全国で「緊急事態宣言」が出されていた期間、外出自粛の中でも、特に「都道府県をまたがる移動」の自粛が強く呼びかけられたが、仕事のための移動、すなわち通勤は、個々人の判断だけでは対応が困難な問題である。今回の調査の自由記述においても、「企業が出勤を80%減にしないので、自粛はなかなか達成できない」、「電車通勤の人混みに困っている」、「仕事柄休業ができず感染リスクを承知で出勤している」といった回答もみられた。

ただし、本稿でみてきたように、勤務先と居住地の都道府県が異なる「都道府県をまたがる通勤層」については、通勤の頻度や混雑を避けるための「働き方の変化」が大幅に起こっていたことがわかる。それらは、回答者である個々の労働者の判断というより、多くは雇用主が緊急事態宣言に対応し、「柔軟な働き方」の選択肢を用意し、従業員に対して「指示」を出したことにより実現したとみられる。また、職種別分析でみたように、「都道府県をまたがる通勤層」では、元々、比較的テレワークを利用しやすい職種の割合が高かった、ということも背景にあると考えられる。

一方で、働き方を変えられなかった層も一定程度おり、また、勤務時間短縮や時差出勤等の働き方の見直しをしても「通勤の頻度」を減らせなかったであろう層もいる。だが、そうした人々も、通勤者の全体数が減っていたことや、通勤以外の目的での公共交通機関の利用が減っていたことで、人との接触や密になることを避けられていた可能性がある。実際、「人との接触 8 割減」という目標や「3密を避ける」という方針に沿った行動について、「できていると思うか」との問いに対する回答は、公共交通機関を多く利用している「都道府県をまたがる通勤層」と、公共交通機関の利用の少ない「同一都道府県居住層」の間で、差がみられなかった。

「都道府県をまたがる通勤」を必要とする層においても、全国一斉の「緊急事態宣言」が出されていた期間には、テレワークや時差出勤、勤務時間・日数の短縮等の「柔軟な働き方」を利用して、「都道府県間の移動」や「通勤の過密」を避けられた人が多かった。その結果、「これまで通りの働き方」を選択せざるを得なかった人々も、「接触」や「過密」をある程度避けられた、と考えられる。こうした結果は、「人との接触8割減」、「3密を避ける」、「都道府県間の移動を厳に避ける」という国の方針や目標を、全国の労働者のみならず雇用主や、通勤目的以外で移動する人々皆が共有することで、可能となったと考えられる。

「緊急事態宣言」は、地域ごとに解除が進められている。勤務地と居住地の都道府県の方針の差も、より開いていく可能性が高い。東京都については、最後に宣言解除の対象となる可能性が高いが、他の道府県で解除が進めば、全国に店舗や事業所を持つ企業経営者の考え方にも変化が生じる可能性があり、東京の事業所や店舗の働き方も、東京都の自粛方針の変更よりも先に、元に戻ってしまう可能性がある。今後も長期にわたり、感染拡大防止のための行動を国民に期待するには、全国一斉の「緊急事態宣言」解除後にも、都道府県をまたがる人の移動や広範なビジネスの動きを考慮した、新たな共通理解を促す働きかけが必要であろう。

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご 自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリ サーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。